

養育医療の給付を申請される方へ

体重が2,000グラム以下または2,000グラム以上でも生活力が特に弱い新生児が対象です。

【制度の概要】

この制度は、青梅市にお住まいの新生児で、医師が入院養育の必要を認めた方に医療の給付を行うものです。申請書類を審査し給付を決定しますと、医療券が交付されます。審査の結果、必ずしも申請が認められるとは限りませんのでご注意ください。

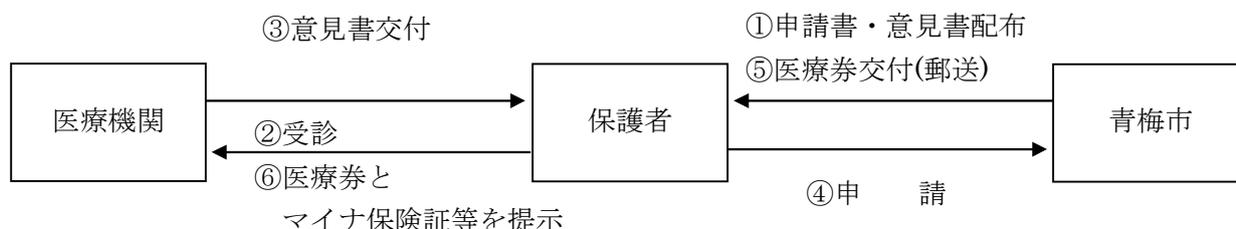
指定医療機関の窓口で医療券とマイナ保険証等を提示することにより医療の給付を受けることができます。

【給付の対象等】

1 給付の対象	次の(1)または(2)に該当する新生児 (1) 出生時体重2,000グラム以下の方 (2) 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状がある方 ア 一般状態（運動不安・けいれん・運動異常） イ 体温が摂氏34度以下 ウ 呼吸器、循環器系（強度のチアノーゼが持続、呼吸数が毎分30以下等） エ 消化器系（生後24時間以上排便がない、48時間以上おう吐が持続等） オ 黄だん（生後数時間以内に出現、異常に強い場合等）
2 自己負担金	自己負担金については、全額公費負担いたします。 ※ 乳幼児医療費助成の医療証をお持ちでない方は青梅市こども家庭センター（健康センター内）へお問い合わせください。 ※ 医療券が送付される前にすでに医療費を支払っている場合は、医療機関で清算してください。（青梅市へ医療費を請求することはできません。）
3 医療券の有効期間	意見書に記載されている治療見込期間にもとづき有効期間を決定します。 ※ 入院治療のみ有効です。 ※ 満1歳の誕生日の前々日まで有効です。
4 医療機関	指定医療機関

【医療券交付の流れ】

医療券交付までの所要日数：窓口へ申請書類を提出してから30日程度かかります。



【必要書類】

1	養育医療申請書	保護者の方が記入してください。
2	養育医療意見書	主治医に記入、押印をしてもらってください。 ※意見書の内容が不明確な場合、必要に応じ担当課から治療内容等を問い合わせる場合があります。
3	世帯調書	保護者の方が記入してください。(世帯構成者全員を記入してください。)
4	保険情報確認書類	給付の対象となるお子様が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」もしくは「資格確認書」またはマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」を印刷したものをお持ちください。 お子様のものが発行されていない場合は、 お子様が加入する予定の医療保険の被保険者のもの をお持ちください。
5	委任状	保護者の方が記入してください。
6	乳幼児医療助成費支給申請書	保護者の方が記入してください。
7	同意書	保護者の方が記入してください。 ※同意書をご提出いただけない場合、9 市町村民税額等を証明する書類の提出が必要になります。
8	個人番号確認書類	3 世帯調書に記載された全員の個人番号通知カード等またはマイナンバーカード

※9～10の書類は場合により提出が必要です。(9：同意書が提出いただけない方、10：対象の方)

9	市町村民税額等を証明する書類	<p>《次のいずれかを提出してください》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税課税（非課税）証明書 <p>《申請月によって対応する資料が異なります》</p> <p>①4月から6月に申請される場合 前年度のもの</p> <p>②7月から12月および1月から3月に申請される場合 当該年度のもの</p>
10	生活保護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方	生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯であることの証明書

【医療券交付後について】

事 項	必要な書類	備 考
医療券の有効期間を越えて治療を継続する場合	継 続 協 議 書	継続協議書(医師と保護者が記入)および意見書(医師が記入)を提出してください。
転 院 す る 場 合	新 規 と 同 様	転院前の医師には追加意見書、転院後の医師には意見書へ記入、押印してもらい、提出してください。
住所・医療保険に変更等があった場合	変 更 届	医療券をお持ちください。 医療保険の変更の場合は、保険情報確認書類(上記必要書類4を参照)をお持ちください。
医療券を紛失した場合	再 交 付 申 請 書	

問い合わせ先	青梅市子ども家庭センター（健康センター内） 電話0428-23-2191（直通）
--------	---